

令和5年5月26日

岡山県公安委員会

道路交通法（第35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、岡山市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下記のとおりである。

旅客の運送の用に供する供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者
吉宗（上り・下り）	岡山市北区吉宗 460番地先	株式会社エスアールティーが行う旅客の運送（馬屋上・野谷地区乗合タクシー）の用に供する自動車	停留所における停車又は駐車は、当該事業の運行時間内に限る	岡山県公安委員会 岡山市 中国運輸局 岡山電気軌道（株） 中鉄バス（株） （株）エスアールティー